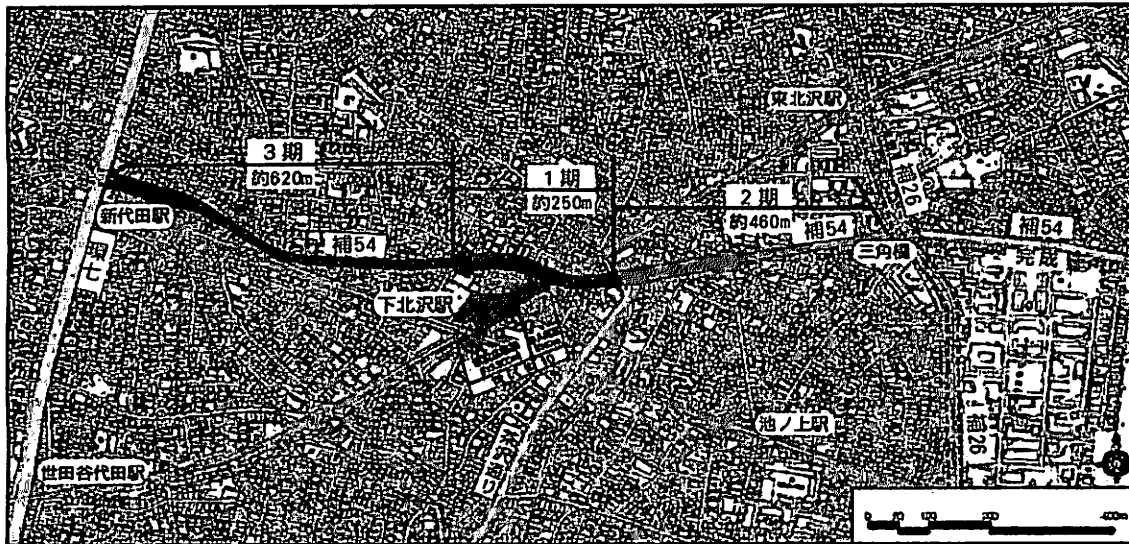


補助54号線の優先整備を掲げた 「せたがや道づくりプラン（素案）」見直しを求めるパブコメを！



補助54号線の計画図。1期工区のみ認可されているが、1期、2期、3期の順番がおかしいことに注目。既存の道路の拡幅でなく、商店や住宅の密集地に新規で計画されているため、1期も含め、2期以降が進む可能性はまずないと言われている。見直しが必至である。

急浮上した補助54号線の 第二期工区と第三期工区

11月25日づけで世田谷区が発行した広報では、これまでの「道路整備方針」と「地先道路整備方針」を統合した「せたがや道づくりプラン（素案）」（2014～23年・10年間計画）を公表しています。

その中で世田谷区は、私たち「まもれシモキタ！行政訴訟の会」が、事業認可の差し止めを求めている下北沢地区の補助54号線の第二期工区と第三期工区を、優先整備路線に掲げています。

下北沢の街中に位置する補助54号線の第一期工区は、私たちが2006年に提訴した後、事業認可されたため、事業認可の取り消しを求めてきました。しかし第二期工区と第三期工区については、まだ事業認可の時期も未定であるとして、区も議論の対象にすることを避けてきたという経緯があります。

それをこの時期に区が優先整備路線に指定することは、極めて深刻な問題といえます。

*

今、改めて問われる 保坂のぶと世田谷区長の姿勢

2011年の区長選挙で大規模公共事業の見直しを公約に掲げて当選した保坂のぶと区長は、これまで下北沢地区の再開発について、「まず小田急線の地下化に伴う鉄道跡地の上部利用から着手し、その後に補助54号線の見直しも含めて街全体のあり方の方針をまとめていく」と繰り返して述べてきました。

しかも区長は11月21日に小田急電鉄の社長との共同記者会見で跡地利用計画を発表し、「跡地利用のコンセプトを共有した」と述べたばかりです。これまでの区長の発言に則すなら、今こそ補助54号線の見直しに向けて舵を切っていくべき時期といえるでしょう。

しかしそうしたタイミングで世田谷区が今回発表した「せたがや道づくりプラン（素案）」にあるように、補助54号線の第二期工区と第三期工区を優先整備路線と位置づけてしまうことは、今後の東京都とのやりとりの中で、道路計画を見直す機会を、区が自ら放棄することになりかねません。

（裏に続く）

まもれシモキタ！通信



まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

号外!!

法廷で違法性を指摘されている第一期工区は、事業認可後7年経った現在でも、工事は遅々として進んでいません。つまり今ならば、まだ補助54号線全体を見直すための環境が残されているのです。

しかし第二期工区と第三期工区の優先整備という方針が確定してしまうと、この現状も十分に考慮されることのないまま、下北沢の街を分断する大規模道路計画を見直す機会が無くなってしまふ危険性が極めて高いのです。

パブリックコメントで、素案の修正を求めていきましょう

現在、私たち“まもれシモキタ！行政訴訟の会”は、“下北沢商業者協議会”“Save the 下北沢”との三団体で構成する“SHIMOKITA VOICE 実行委員会”として、今回の事態の真意を確認するため、保坂のぶと世田谷区長に面談を申し込んでいます。

その結果は「まもれシモキタ！通信」などでお伝えしていきたいと思いますが、今は期限が迫っていることもあり、「せたがや道づくりプラン（素案）」に対して多くの意見を、パブリックコメントとして世田谷区に提出することが、区長が補助54号線を見直す機会を確保するための緊急の課題となっています。

提出期限は今年12月16日までと迫っていますが、一人でも多くの方が、この機会に世田谷区に直接真摯な意見を伝えてくださるよう、お願いします。

<2013.11.25 区広報誌 より>

●せたがや道づくりプラン素案閲覧場所

道路整備部 道路計画・外環調整課（世田谷区役所城山分庁舎3階）/総合支所街づくり課
区政情報センター（世田谷区民会館内）/総合支所区政情報コーナー/出張所/まちづくりセンター/区立図書館

インターネット (<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/160/784/d00129462.html>)

●提出期限

平成25年12月16日（月曜日）必着

●意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方

- ・区内在住・在勤・在学の方
- ・区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
- ・「せたがや道づくりプラン（素案）」に利害関係を有する個人・団体

●意見提出方法

- ・郵送 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区 道路整備部 道路計画・外環調整課あて

- ・道路計画・外環調整課へ持参（世田谷区役所城山分庁舎3階）

- ・ファックス 03-5432-3067

- ・ホームページ (<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/160/784/d00129462.html>)